

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会 設置及び運営規程

(目的及び設置)

第1条 新潟市立小中学校の適正配置基本方針に基づき、坂井輪中学校区内の新通小学校及び坂井東小学校の教育環境改善を目的として、学校規模に起因する課題の解決に向けた方策を協議し、具体的な提言をまとめるため、坂井輪中学校区内に地域検討協議会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称を坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会(以下、「検討協議会」という。)とする。

(検討委員及び組織)

第3条 検討協議会の委員(以下、「検討委員」という。)は、坂井輪中学校区内の次の各号に示す団体より選出された者で構成する。

- (1) 新通小学校・坂井東小学校PTA
 - (2) 域内自治会
 - (3) 坂井輪中学校区コミュニティ協議会
 - (4) 教育に関わる地域団体等
- 2 検討委員から、検討協議会の委員長1名及び副委員長若干名を検討委員の互選により選出する。
- 3 検討委員の任期は特に定めない。

(委員長等の任務)

第4条 委員長は、この検討協議会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐して検討協議会の運営にあたり、委員長に事故あるときは、予め定めた順位によりその職を代行する。

3 その他、委員長の認めるところにより必要な役職をおき、その任務は委員長が定める。

(会議)

第5条 この検討協議会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めた者は検討協議会の会議に出席し、委員長または検討委員の求めにより発言することができる。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて検討協議会内に委員会を置くことができる。

2 委員会を構成する委員は委員長が選任し、検討協議会の承認を得る。

3 委員会は委員長が進行する。

4 委員会は委員長が招集し、委員の過半数をもって成立する。

5 委員会における会議の内容は、委員長が適宜検討協議会に報告し、協議の上承認を得る。

6 委員長が必要と認めた者は委員会に出席し、委員長または委員の求めにより発言することができる。

(会議等の公開)

第7条 この検討協議会及び委員会の会議は、公開を原則とする。

2 検討協議会の会議は出席検討委員の過半数の同意により、委員会の会議は出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、検討協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

2 検討協議会の事務局を、坂井輪中学校区コミュニティ協議会に置く。

3 事務局実務は、新潟市教育委員会と分担する。

附則

この規程は、平成24年2月26日より施行する。